

社会福祉法人教泉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人教泉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員の報酬総額)

第3条 理事及び監事の年間報酬限度総額は500,000円とする。

2 理事及び監事には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

2 職員を兼ねる理事が理事会に出席した場合の報酬は無給とする。

報 酬	報 酬 (日額)
理事会出席報酬	5,000円

(報酬の支払を税引き後の手取額で行う手取り契約とする)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 理事及び監事が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額上限)	報酬 (日額)	そ の 他
	20,000円	3,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

2 兼務役員の出張旅費については、施設の旅費規程を適用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会において定める。

附 則

この規程は、平成29年6月17日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	5,568円	0円	職員兼務者 は無給
理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	5,568円	0円	職員兼務者 は無給
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	5,568円	0円	

社会福祉法人教泉会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人教泉会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員の報酬総額)

第2条 評議員の年間報酬限度総額は140,000円とする。

2 評議員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員の勤務報酬等)

第4条 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	日当 (日額)	そ の 他
実 費	20,000円	3,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支払時期及び方法)

第6条 報酬は、評議員が当該の職務を執行した後に、法令の定めるところにより控除すべき額を控除して、金融機関への口座振り込みにて支払う。ただし、口座振り込みできないやむを得ない事情がある場合は、現金で支払うことができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会において行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理事及び評議員業務報酬等（日額）	5,000円	